

一般財団法人日本救急医療財団 賛助会員規程

第1条 この規程は、一般財団法人日本救急医療財団(以下「本財団」という。)定款第12条及び13条の規定に基づき賛助会員及び賛助会費について定めるものである。

第2条 賛助会員は、本財団の事業目的の遂行を援助するとともに本財団の調査、研究成果を利用する便益を受けることができるものとする。

第3条 賛助会費は、定額年会費とし次の各号に区分する。

- (1) 法人賛助会員 1口年額 10万円
- (2) 団体賛助会員 1口年額 5万円
- (3) 個人賛助会員 1口年額 1万円

2 賛助会費の口数は1口以上とし、個別に定める。

第4条 賛助会費の納入は、毎会計年度を2期に区分し、その納入時期は次のとおりとする。

1期分(4月から9月までの分) 毎年6月末日まで

2期分(10月から翌年3月までの分) 毎年12月末日まで

第5条 賛助会員を退会した場合、納入済の賛助会費は返還しない。

附 則

この規程は、平成3年3月29日より施行する。

附 則

この規程の変更は、平成24年4月1日より施行する。